

## 令和2年度 試験問題 (午後の部)

### 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所マークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、あらかじめ完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆(またはHB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- &
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン(ただし、インクが洩せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答は、正解として採点されず、ボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー 専任講師  
渋谷校 姫野 寛之  
梅田校 中山 慶一

司法書士試験の水準については、平成 14 年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。 小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」128 頁)

## 1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2020 年度本試験分析 & 2021 年度本試験攻略法」をテーマとして、令和 2 年度司法書士試験の分析と令和 3 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

### 【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26 問)	72(24 問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31	75(25 問)	66(22 問)	32.5	173.5	197.0(23.5)

\* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

## [参考]

## ① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620
H31	16,811	13,683	3,030	2,817	2,006	1,022	606

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

## ② 直近7回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①	択一式問題の基準点の突破率	7.9	8.2	10	11	11	12	12
	[出願者ベース(受験者数ベース)]	(9.6)	(10)	(12)	(13)	(14)	(14.8)	(14.6)
②	筆記試験の合格率	2.8	3.1	3.2	3.2	3.3	3.5	3.6
	[出願者ベース(受験者数ベース)]	(3.5)	(3.7)	(3.9)	(3.9)	(4.0)	(4.3)	(4.4)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025	968	1040	1130	1036	975	984
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358	303	505	491	511	540	416
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71	95	50	65	77	66	82

\* ①②は%, ③④⑤は人数である。

## 2 令和 2 年度司法書士試験のデータ

## (1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		2	31	30	2	31	30	2	31	30	2	31	30	2	31	30
形式	組合せ	3	3	3	20	17	18	3	3	3	9	8	8	35	31	32
	単純正誤	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	1	1	0	4	3
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	3	2	3	20	20	20	3	3	3	9	9	9	35	34	35
	推論	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
特殊	計算	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	判例趣旨	3	2	3	11	14	18	3	3	3	0	2	2	17	21	26
	対話	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	1	4	2	2

## (2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		2	31	30	2	31	30	2	31	30	2	31	30	2	31	30
形式	組合せ	7	7	7	4	4	4	15	16	16	7	8	8	33	35	35
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0	0	2	1	3
	登記記録	-	-	-	-	-	-	※	2	1	0	0	0	0	2	1
	判例趣旨	3	3	3	1	0	1	3	1	1	0	0	0	7	4	5
	対話	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	0

※ 第 18 問は、登記記録問題と捉えると、「1」となる。

## (3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
午 前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15	13	12
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2	1	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14	15
午 後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3	2	2	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1	1	0	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1	1	0	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3	3	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11	8	9	11
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1	4	2	2
	合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	21

## [参考]

## 同一の正解番号の連続

- ① 平成 30 年度午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ② 平成 30 年度午後の部第 23 問から第 27 問まで：正解番号 4 が 5 問連続
- ③ 平成 17 年度午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ④ 平成 19 年度午前の部第 25 問から第 28 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ⑤ 平成 25 年度午前の部第 20 問から第 24 問まで：正解番号 2 が 5 問連続

### 3 科目ごとの出題実績，出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が 囲まれているもの は、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

#### (1) 憲法

##### ① 出題実績

		設問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問題番号	1			(H20-2-イ)		H26-1-ウ
	2					
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>	H26-3-エ	H28-3-ア	H26-3-イ	H31-2-オ	H28-3-イ

##### ② 出題傾向

###### a 典型論点を題材とする推論問題

cf. H31-3, H29 における設問レベルの推論問題 (H29-2-ウ, H29-3-エ, H29-3-オ)

###### b 判例を題材とする問題

R2-1 (表現の自由), R2-2 (法定の手続の保障), R2-3 (司法権)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の前提事項	R2-2-ア (「淫行」の意義), R2-2-オ (憲法 31 条と行政手続), H30-1-ア (少年法 61 条に違反する推知報道かどうか), H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件: 検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件: 個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件: 財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件: 政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件: 「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件: 「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性判断基準	R2-1-ウ (レペタ事件), R2-1-エ (泉佐野市民会館事件) H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件), H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

cf. H30-3 (条例制定権), H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

R2-2 (法定の手続の保障等)

cf. H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対 策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

## ④ 特別検討事項

## 【公権力側敗訴判例アプローチ】

その結論を合憲とする（＝公権力側（国，地方公共団体，大企業等の団体が勝訴する）判例が多いこと）を正誤の判断に応用する手法

具体的には，次の処理を行う。

- ① 「～は，憲法第○条に違反する。」趣旨の設問は，誤っている設問である可能性が②よりは高いため，法令違憲判決 10 件であるかを確認し，暗記している公権力側敗訴判例で処理する。
- ② 「～は，憲法第○条に違反しない。」趣旨の設問は，正しい設問である可能性が①よりは高いため，最初は検討しないでおく。

(参考)

\* 法令違憲判決 10 件

- (a) 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4）
- (b) 薬事法距離制限事件（最大判昭 50.4.30）
- (c) 衆議院議員定数配分規定違憲判決（最大判昭 51.4.14，最大判昭 60.7.17）
- (d) 森林法分割制限規定違憲判決（最大判昭 62.4.22）
- (e) 郵便法免責規定違憲判決（最大判平 14.9.11）
- (f) 在外選挙権制限規定違憲判決（最大判平 17.9.14）
- (g) 国籍法規定違憲判決（最大判平 20.6.4）
- (h) 非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決平 25.9.4）
- (i) 再婚禁止期間事件（最大判平 27.12.16）



## 【R2-1】

表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

正解：3

ア 公務員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第 21 条第 1 項に違反するものではない。

イ 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書について、自動販売機への収納を禁止し、処罰する条例の規制は、成人に対する関係では、表現の自由に対する必要やむを得ない制約とはいえないものとして、憲法第 21 条第 1 項に違反する。

ウ 様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するためにする筆記行為の自由は、憲法第 21 条第 1 項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要なとされる厳格な基準が要求されるものではない。

エ 集会の用に供される公共施設につき、公の秩序を乱すおそれがある場合には使用を許可してはならないとする条例の規制は、「公の秩序を乱すおそれがある場合」について、集会の自由を保障することの重要性よりも、集会の開催により人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解釈し、その危険の程度としては、明らかな差し迫った危険が発生することが具体的に予見されることが必要であると解する限り、憲法第 21 条第 1 項に違反するものではない。

オ 一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法第 21 条第 2 項前段が絶対的に禁止する検閲に該当するものであり、許されない。

(参考)

憲法

第 21 条 (略)

1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

## 【R2-2】

法定の手続の保障等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

ア 「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」とし、その違反者に対して刑罰を科す条例について、「淫行」の意義を青少年に対する性行為一般をいうものと解釈することは、通常の判断能力を有する一般人の理解に適うものであり、処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、この条例は憲法第31条に違反しない。

イ 被告人以外の第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、当該第三者についても告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であり、その機会なくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科することにほかならないから、憲法第31条に違反する。

ウ 刑事裁判において、証人尋問に要する費用、すなわち証人の旅費、日当等は、全て国家がこれを支給すべきものであり、刑の言渡しを受けた被告人に訴訟費用としてその全部又は一部を負担させることは、憲法第37条第2項に違反する。

エ 個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、裁判の遅延から被告人を救済する方法を具体的に定める法律が存在しなくても、憲法第37条第1項に基づいて、その審理を打ち切ることが認められる。

オ 憲法第31条の定める法定手続の保障は、刑事手続に関するものであるから、行政手続は、同条による保障の枠外にある。

(参考)

憲法

第31条 (略)

第37条 (略)

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

## (2) 民法

## ① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4			H22-4-ア		H28-4-5
	5	H13-3-ア	H28-5-エ	H20-6-エ	H20-6-エ	H20-6-オ
	6	H21-4-ア	H24-5-ア		H2-16-2	
	7	H7-16-エ	H27-7-ア	H28-7-イ	H28-22-3	
	8			H3-2-3	H5-17-1	H14-11-イ
	9		H29-10-ア		H26-9-ア	H23-10-ウ
	10	H27-10-ウ	H25-9-オ			H27-10-イ
	11	H26-11-エ	(H17-11-オ)	H26-11-エ		(H15-13-イ)
	12	H15-14-イ	H21-12-オ	H20-13-ウ	(H7-17-イ)	H27-13-イ
	13		(H6-15-4)	H24-13-ウ	H7-12-ア	H24-13-エ
	14	H26-14-イ	H17-16-オ	S58-16-5	H6-12-イ	H6-12-ウ
	15		H26-15-イ	H28-15-イ		H26-15-ア
	16					
	17					
	18	H13-17-ア	H13-17-オ			H13-17-ウ
	19		H20-17-ウ			
	20	H26-21-ウ	H26-20-ア		H26-20-イ	
	21	H25-4-ア		H22-21-ウ	(H25-4-イ)	
	22	H12-19-エ	S63-20-1	H19-24-イ	H5-22-エ	H9-19-イ
	23	H13-22-オ	S59-7-5			

## ② 出題傾向

## a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転賃の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

## b 判例趣旨問題の出題

## 【R2-10-エ】

A, B 及び C が各 3 分の 1 の持分の割合で甲土地を共有している。A が死亡し、F 及び G が相続をした場合には、B 及び C は、A の遺産についての遺産分割がされる前であっても、F 及び G に対して共有物分割の訴えを提起することができる。

○  
最判平 25.11.29

## 【R2-15-オ】

不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の弁済期後に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえたときは、譲渡担保権の設定者は、差押登記後に債務の全額を弁済しても、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることはできない。

○  
最判平 18.10.20

## 【R2-20-オ】

A と B が、その間の嫡出子である C（現在 5 歳）の親権者を B と定めて協議上の離婚をした。B が F と婚姻して、F が C と養子縁組をした場合において、B 及び F が C を虐待していると疑われるときは、A は、家庭裁判所に対し、A への親権者の変更を求める調停又は審判の申立てをすることができる。

×  
最判平 26.4.14

## c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0	1	2	4

## d 既出知識の出題

前記①参照

## e 改正事項の出題

R2-7-7 (詐欺による取消し前の第三者の要件), R2-16 (保証人に対する情報提供義務), R2-17 (定型約款), R2-18 (解約手付), R2-19 (消費貸借契約)

## f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額	H24-14	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額	H24-23	相続分
H15-18	連帯債務：債務額	H25-16	連帯債務：債務額
H15-24	相続分	H25-22	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等	H28-14	共同抵当
H20-16	共同抵当：配当額	H29-12	抵当権の処分：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等	H29-23	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額	H31-23	相続分

## ③ 対 策

a 正確な知識（複雑な事例問題，単純正誤問題及び個数問題への対処）

b 過去問演習と分析

## [筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）]

法務省では，平成 11 年度から，司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について，受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は，多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが，特に多肢択一式選択問題については，その性質上，過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと，また，公開すれば，過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから，従来，非公開としてきましたが，受験者からの要望などを踏まえて，司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお，試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

【H31-19】

民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者の責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不法行為をした未成年者が責任を弁識する知能を備えている場合であっても、その未成年者の監督義務者が監督義務を果たさなかったことと損害との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は民法第 714 条第 1 項に基づく責任を負う。

イ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合には、失火ノ責任ニ関スル法律にいう「重大ナル過失」の有無は未成年者の監督義務者の監督について考慮され、監督義務者は、その監督について重大な過失がなかったときは、当該火災により生じた損害を賠償する責任を免れる。

ウ 民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、同項が類推適用される。

エ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第 714 条第 1 項に基づく責任を負う。

オ 夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者に当たる。

(参考) (略)

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

正解：3

[ア] 責任能力を有する未成年者がした不法行為については、その監督義務者は、損害賠償責任を負わない【H3-6-1】。

[イ] 責任を弁識する能力のない未成年者の行為によって火災が発生した場合において、未成年者自身に重大な過失と評価することができる事情があったとしても、その監督について重大な過失がなかったときは、監督者は、火災により生じた損害を賠償する責任を負わない【H16-20-1】。

## c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲<民法の重要判例（平成 25 年 1 月～現在）>参照

## ④ 特別検討事項

## a 複雑な事例問題

近年は、時効を題材とする複雑な事例問題が出題されることが多い（H30-15, H29-6, H28-6, H26-6, H25-6）。

## b 不動産の物権変動

H14	全般	H24	全般
H15	—	H25	相続関係と登記
H16	全般(詐欺, 遺言)	H26	取得時効
H17	全般(取消し, 解除等)	H27	取消し及び解除等
H18	取得時効	H28	全般
H19	二重譲渡	H29	全般
H20	全般(詐欺, 相続等)	H30	—
H21	遺産分割	H31	全般
H22	解除	R2	全般
H23	取消し		

## c 用益権

H18	賃借権, 地上権	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H19	—	H27	地役権
H20	地役権	H28	地上権
H21	(通行)地役権	H29	地上権, 地役権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H30	地役権
H23	地役権	H31	—
H24	地上権, 地役権	R2	— cf. R2-9: 相隣関係
H25	地上権, 賃借権		



## d 物上代位

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H24-11-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H30-12-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H30-14-7	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H31-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否

## 関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない(最判平 10.3.26)。

## e 法定地上権

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13, H29-13
--

## 関連判例

- |  |
|--|
| <p>① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9.6.5）。</p> <p>② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6.12.20）。</p> |
|--|

## f 譲渡担保

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イウ	後順位譲渡担保権者による私的実行、集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし、イ：代理受領）
H31-15	集合動産を目的とする集合物譲渡担保権
R2-15	債務者が設定した譲渡担保権

**【R2-15】**

債務者が設定した譲渡担保権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不動産に帰属清算型の譲渡担保権を設定した債務者が弁済期に債務の弁済をせず、譲渡担保権者が債務者に対して目的不動産を確定的に自己の所有に帰属させる旨の意思表示をした場合において、清算金が生じないときは、債務者は、その意思表示の時に目的不動産の所有権を確定的に失う。

イ 不動産に処分清算型の譲渡担保権を設定した債務者が弁済期に債務の弁済をせず、その後譲渡担保権者が目的不動産を第三者に譲渡した場合において、その第三者が背信的悪意者であったときは、その第三者は、目的不動産の所有権を取得しない。

ウ 不動産に帰属清算型の譲渡担保権を設定した債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、清算金が生ずるときは、債務者は、譲渡担保権者が清算金の支払又はその提供をしない間であっても、目的不動産の受戻権を放棄して、譲渡担保権者に対して清算金の支払を請求することができる。

エ 動産にその価値を上回る金額の債権を被担保債権とする譲渡担保権が設定されていた場合において、債務者の一般債権者が目的動産を差し押さえたときは、譲渡担保権者は、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる。

オ 不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の弁済期後に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえたときは、譲渡担保権の設定者は、差押登記後に債務の全額を弁済しても、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることはできない。

- 1 アイ          2 アウ          3 イオ          4 ウエ          5 エオ

正解：5

[ア] 帰属清算型の譲渡担保における清算金の有無及びその額の確定は、清算金の支払又はその提供をした時もしくは目的不動産の適正評価額が債務の額を上回らない旨の通知をした時、又は債権者が目的不動産を第三者に売却等をした時を基準として確定されるべきである（最判昭62.2.12）。

[エ] 動産を目的とする譲渡担保において、譲渡担保権者は、特段の事情がない限り、第三者異議の訴えによって、目的動産に対して設定者の一般債権者がした強制執行の排除を求めることができる（最判昭62.11.10等）。

**関連判例**

買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である（最判平18.2.7）。

## g 債権関係の改正

## 【R2-7-オ】

Aがその所有する甲土地をBの詐欺によりBに売却してその旨の登記がされ、Bが詐欺の事実について善意無過失のCに甲土地を売却してその旨の登記がされた後、AがBとの間の売買契約を取り消したときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権のAへの復帰を対抗することができない。

○  
96Ⅲ

## 【R2-16】

次の対話は、保証人に対する情報提供義務に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

正解：4

教授： 今日、保証人に対する情報提供義務について検討したいと思います。まず、保証人が個人である場合について考えていきましょう。主たる債務の履行状況について、債権者は、保証人に対し、どのような場合に、どのような情報を提供しなければなりませんか。

学生：ア 主債務者の委託を受けて保証をした保証人の請求があった場合には、債権者は、保証人に対し、主債務の元本及び利息などその債務に従たる全てのものについて、不履行の有無、これらの残額、そのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければなりません。

教授： それでは、期限の利益を有していた主債務者がその利益を喪失した場合に、債権者は保証人に対してどのような情報提供義務を負いますか。

学生：イ 債権者は、保証人に対し、期限の利益の喪失を知った時から 2 か月以内に、主債務者が期限の利益を喪失したことを通知しなければなりません。

教授： 債権者がその情報提供を怠った場合には、どのような効果が生じますか。

学生：ウ 債権者は、主債務者及び保証人のいずれに対しても、主債務者が期限の利益を喪失した時から通知が現にされるまでの間の遅延損害金について、期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除き、請求することができません。

教授： では、事業のために負担する債務を主債務として委託に基づく保証がされる場合に、保証人になろうとする者に対して誰がどのような内容の情報を提供する義務を負っていますか。

学生：エ 情報提供義務を負うのは主債務者であり、例えば、主債務者の財産及び収支の状況に関する情報を提供しなければなりません。

教授： これまで、保証人が個人であることを前提として、3 種類の情報提供義務について考えてもらいましたが、これらに関する規定のうち、保証人が法人であっても適用されるものはありますか。

学生：オ 保証人に対する情報提供義務は個人である保証人を保護するために設けられたものですから、情報提供義務に関する規定は、保証人が法人である場合には、いずれも適用されません。

1 アイ          2 アエ          3 イウ          4 ウオ          5 エオ

## 【R2-17】

定型約款に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：5

- ア 定型約款準備者と相手方が定型約款を契約の内容とする旨の合意をした場合であっても、定型約款の個別の条項の一部について、相手方がその内容を認識していなかったときは、その条項については合意をしたものとはみなされない。
- イ ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であっても、その内容の一部のみが当事者双方にとって画一的であることが合理的であるにすぎない場合には、その取引は、定型取引に該当しない。
- ウ 定型約款準備者は、定型取引合意の際に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付していた場合であっても、定型取引合意の後相当期間内に相手方から請求があったときは、定型約款の内容を示さなければならない。
- エ 定型約款準備者が定型取引合意の前に相手方から定型約款の内容を示すことを請求されたにもかかわらず、正当な事由がないのにその請求を拒んでいたときは、定型約款の個別の条項が合意されたものとみなされることはない。
- オ 定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合する場合には、定型約款準備者が適切な方法による周知をしなかったときであっても、定型約款準備者が定めた効力発生時期に効力を生ずる。

- 1 アイ          2 アウ          3 イオ          4 ウエ          5 エオ

【R2-18-ア・イ】

次の対話は、解約手付が授受された売買契約に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

教授： 買主が売主に手付を交付している場合において、売主は、買主に口頭で当該手付の倍額を償還する旨を告げてその受領を催告すれば、売買契約を解除することができるでしょうか。

学生：ア 売主は、買主に手付の倍額の償還を口頭で告げ受領を催告するだけでは、売買契約を解除することはできません。売買契約を解除するためには、売主は、買主に対して手付の倍額を現実に提供する必要があります。

教授： 買主は、自己が契約の履行に着手した後も、手付を放棄して契約の解除をすることができますか。

学生：イ 買主は、自己が履行に着手した場合でも、売主がまだ履行に着手していなければ、契約の解除をすることができます。

○  
民 557 I 本

○  
民 557 I 但

【R2-19-ア】

書面とする消費貸借契約の貸主は、借主に対して目的物を交付するまでは、契約の解除をすることができる。

×  
民 587 の 2 II

【R2-19-オ】

貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

○  
民 590 II

## h 親子関係

## 【H31-20】

実親子関係に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

正解：3

- 1 嫡出否認の訴えは、子に親権を行う母がないときは、検察官を被告として提起しなければならない。
- 2 母と嫡出でない子との間の実親子関係は、母が認知をしなければ、生じない。
- 3 妻が、夫の死亡後に、冷凍保存されていた当該夫の精子を用いた人工生殖によって、子を懐胎し出産した場合には、当該夫と当該子との間に実親子関係は生じない。
- 4 ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。
- 5 妻が婚姻中に懐胎して婚姻中に子を出産した場合であっても、夫と当該子との間に生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかであるときは、当該子について嫡出の推定は及ばない。



**関連判例**

- ① 保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18.9.4）。【H31-20-3, H20-22】
- ② 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19.3.23）。【H31-20-4】
- ③ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26.1.14）【H30-21-エ】。
- ⑤ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】

**h 後見関係**

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ、H29-21（未成年後見）

## (3) 刑 法

## ① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24		(H27-24-ウ)			(H27-24-エ)
	25	H24-24-ア	H24-24-エ		H21-24-ウ	H21-24-ア
	26		S56-28-1			H26-26-エ

## ② 出題傾向

## a 判例趣旨問題の出題

## b 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H23	窃盗罪
H13	強盗罪	H24	—
H14	詐欺罪	H25	—
H15	不動産侵奪罪	H26	詐欺罪
H16	窃盗罪	H27	強盗罪
H17	恐喝罪	H28	窃盗罪
H18	詐欺罪	H29	横領罪等
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H30	—
H20	窃盗罪, 横領罪	H31	—
H21	詐欺罪	R2	詐欺罪
H22	強盗罪		

## c 長期間隔論点の出題

R2-24 (責任)

cf. H31-25 (放火), H30-25 (自首), H29-24 (住居侵入罪等), H28-24 (間接正犯), H28-26 (国家的法益に対する罪), H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

③ 対 策

- a 事例問題への対策
- b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記
- c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)  
平成 28 年 6 月 1 日施行
- d 平成 29 年の一部改正(性犯罪規定)  
平成 29 年 7 月 13 日施行

④ 特別検討事項

なし

## (4) 会社法及び商法

## ① 出題実績（会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27	H22-27-オ				
	28					
	29	(H28-31-オ)				
	30	(H27-pm29-イ)				
	31					
	32		H26-32-ア		H23-34-エ	
	33	H27-33-イ			H23-28-イ H23-28-イ	
	34					
35						

## ② 出題傾向

## a 頻出論点の定着

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27, H29-27, H30-27, H31-27, R2-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29, H29-28, H29-29, H30-28, H31-28, R2-28
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31, H29-30, H29-31, H30-30, H30-31, H31-31, R2-29, R2-30
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32, H29-32, H31-32
持分会社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32, H29-33, H30-32, H31-33, R2-32
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33, H29-34, H30-34, H31-34, R2-34

**b 商法の 11 年連続出題**

R2-35 (匿名組合)

cf. H31-35 (商法上の仲立人), H30-35 (場屋営業), H29-35 (商号), H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35(商行為), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-35(問屋及び商事仲立人), H21-35(商人)

**c 判例趣旨問題の出題**

cf. H31-30 (株主による議決権の行使), H31-31 (取締役会), H30-28 (非公開会社である取締役会設置会社における株式の取得), H30-30 (株式会社と取締役との間の取引), H28-28 (株式の担保化), H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32(会社法 429 条 1 項の法意), H25-35(商行為), H24-30(利益相反取引), H24-32(事業譲渡), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-31(表見取締役の責任), H22-34(会社法上の訴え), H21-35(商人)

**d 平成 26 年会社法一部改正の出題**

**【R2-27-ウ】**

発起人がその引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを仮装した場合において、当該発起人が株式会社に対し払込みを仮装した当該金銭の全額の支払をする義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

○  
会社 55

**【R2-27-エ】**

発起人がその引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを仮装した場合には、当該発起人以外の発起人であってその出資の履行を仮装することに関与した者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときであっても、株式会社に対し、払込みが仮装された当該金銭の全額の支払をする義務を負う。

×  
会社 52 の 2 II 但

**【R2-27-オ】**

発起人がその引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを仮装した場合において、当該発起人が株式会社に対し払込みを仮装した当該金銭の全額の支払をしたときは、当該金銭の額は、その他資本剰余金の額に計上される。

○  
計規 21②

## 【R2-28-ウ】

募集株式の引受人Aがその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数が、当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数の2分の1を超える場合には、会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によってAに対する募集株式の割当ての承認を受けなければならない。

×  
会社 206 の 2 IV 但

## 【R2-28-オ】

募集株式の引受人が払込金額の払込みを偽装した場合には、当該募集株式の譲受人が当該払込みが偽装されたことを知らず、かつ、そのことに重大な過失がないときであっても、当該引受人が払込みを偽装した払込金額の全額の支払をした後でなければ、当該譲受人は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができない。

×  
会社 209 III

## 【R2-29-ア】

監査等委員会設置会社においては、定款又は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることはできない。

○  
会社 332 IV

## 【R2-30-イ】

会社法上の公開会社ではない監査等委員会設置会社においては、定款によって、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることはできない

○  
会社 332 II

## 【R2-30-ア】

監査役会設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定する。

○  
会社 344 III・I

## 【R2-30-オ】

監査役会設置会社においては、会計監査人の報酬は、監査役会が決定する。

×  
会社 399

【R2-31-ア】

株式会社解散の時に会社法上の公開会社であり、かつ、監査等委員会設置会社であった場合には、監査等委員である取締役は、清算株式会社の監査役となる。

○  
会社 477 V

【R2-34-エ】

吸収分割株式会社の不法行為によって生じた債務の債権者であって吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているものに対して各別の催告がされなかったときは、当該債権者は、その者が吸収分割株式会社に知れていないものであっても、吸収分割株式会社に対し、吸収分割株式会社が吸収分割の効力の発生の日に有していた財産の価額を限度として、債務の履行を請求することができる。

○  
会社 759 II

【R2-34-オ】

吸収分割株式会社が吸収分割承継株式会社に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったとしても、当該吸収分割承継株式会社に対し、当該債務の履行を請求することができる。

×  
会社 759IV但

cf. H31-34-エ（吸収合併における株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生日）

cf. H30-30-ウ（監査等委員会設置会社以外の取締役会設置会社における利益相反取引）、H30-34-イ（吸収合併存続会社が特別支配会社である場合の吸収合併消滅会社に対する株式買取請求の可否）、H30-pm32-イ（監査範囲を会計監査に限定する旨の定款の定め）

cf. H29-pm30-ア（募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約）、H29-pm31-エ（新株予約権無償割当てに関する割当通知）

cf. H28-27-エ（設立時の払込みの仮装）、H28-30-オ（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計）、H28-31（監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同）、H28-33-エ（許害的な会社分割）、H28-34（特定責任追及の訴え）、H28-pm31-イ（譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認）、H28-pm31-ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行）

cf. H27-30-イ（監査役）の監査の範囲の登記）、H27-pm29-イ（監査役による会計監査人の解任議案の決定に係る書面の添付の要否）

## 平成 26 年の会社法一部改正

### 改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【R2-am29-ア・イ, R2-am31-ア, R2-pm29-イ, H30-am30-ウ, H28-am31, H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【R2-am28-ウ, H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【R2-am27-ウ・エ・オ, R2-am28-オ, H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【R2-am30-ア, H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【R2-am34-エ・オ, H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ, H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ, H27-am30-イ】



e 会社法の立案担当者の見解の出題

【R2-29-オ】

会社法上の公開会社である監査役設置会社において、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする定款の定めについて、取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に現に在任している取締役の任期は、当該定款の変更の後の定款で定めた任期となる。

○  
相澤等・論点解説  
P 282

cf. H31-34-ウ

cf. H30-27-オ, H30-34-オ

cf. H29-27-ア, H29-29-1, H29-29-2, H29-29-5

cf. H28-27-エ, H28-28-ア, H28-32-4, H28-32-5, H28-33-ア, H28-33-エ

③ 対策

a 会社法の正確な理解と暗記

b 商法の対策

c 旧商法下の判例の理解と暗記

④ 特別検討事項

a 条文、判例及び立案担当者の見解以外を根拠とする出題

## b 問題開始前の注書き

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。 ※	—
H21	—	—
H22	—	第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23 ～ H31	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—

※ H20-31-ウは、「株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められるときがある。」という問題であった。

「問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答する」以上、H20-31-ウは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはないものとし、当該定款の定めがない以上、株式の分割をする場合において、株式買取請求権をすることが認められるときはない(=誤り)と判断するはずである。

しかし、法務省は、H20-31-ウを「正しい」と判断することを前提として出題している。

## (5) 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

## ① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					H29-1-ウ
	2	H28-3-イ	H25-3-エ	H3-5-4		H27-4-オ
	3	H28-4-ア	H24-3-イ	H28-4-ウ	H18-2-1	H28-4-オ H13-1-4
	4					
	5	S59-1-1	H25-5-ウ	H26-4-エ		
	6	H27-6-ア	H28-6-エ	H22-6-オ	H25-6-ア	H26-6-オ
	7	H27-7-4		H24-7-ウ	H24-7-オ	

## ② 出題傾向

a 過去問レベルの知識の出題

b 判例趣旨問題の出題

R2-1 (送達), R2-2 (弁論主義), R2-5 (既判力)

cf. H31-2 (処分権主義), H31-3 (口頭弁論), H31-5 (裁判によらない訴訟の完結), H30-1, H30-2, H30-3, H29-4, H28-1, H28-2, H28-3, H28-5, H28-6

c 近年の改正法の出題

d 民事執行法の総論の出題

## ③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 判例の理解と暗記

c 未出の改正事項の習得

## [近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ (和解に代わる決定)
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

## [近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保	R2-6-イ, H28-6-エ
	・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

## [近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	R2-7-ウ・エ, H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7, H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	R2-7-オ, H31-7-オ
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

## ④ 特別検討事項

## a 既判力の物的限界

## 【R2-5-7】

AのBに対する150万円の貸金返還請求訴訟において、BがAに対する200万円の売買代金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張したところ、当該売買代金債権の存在が認められず、Aの請求を認容する判決が確定した場合には、当該確定判決は、当該200万円の売買代金債権の不存在について既判力を有する。

×  
民訴114II

## b 一定金額を超える債務の不存在確認請求における

## 【R2-5-オ】

AのBに対する150万円の貸金債務の不存在確認訴訟において、当該150万円の貸金債務のうち50万円を超える債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却する判決が確定した場合には、当該確定判決は、当該150万円の貸金債務のうち50万円の債務の存在と100万円の債務の不存在について既判力を有する

○  
最判昭40.9.17

## c 財産開示手続の出題

## 【R2-7-オ】

教授：最後に、民事執行法上、確定判決を有する金銭債権の債権者に財産開示手続の申立てが認められるのはどのような場合ですか。

×  
民執197I・II

学生：オ 財産開示手続の申立てが認められるのは、強制執行又は担保権の実行における配当等の手続において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたことを疎明した場合に限られます。

cf. H31-7-オ（財産開示手続の申立権者）

## (6) 司法書士法及び供託法

## ① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8		H5-8-ア		H5-8-エ	(H2-10-2)
	9	H23-9-ア	H28-10-ウ		H28-10-エ	H28-10-オ
	10	H28-11-ア	H25-9-オ	H25-9-エ	H25-9-イ	
	11	H20-10-ア	H28-9-エ	H25-10-ウ	H15-10-オ	

## ② 出題傾向

## a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

R2-8 (司法書士)

cf. H31-8 (司法書士会), H29-8 (司法書士の義務), H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

## b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

## ③ 対 策

## a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) 平成 11 年度以前の過去問

## b 供託法

(a) 上記論点の理解及び暗記

(b) 供託規則の改正

## [未出の主要な供託規則の改正]

平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の 3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない（供託規 23 条の 2 第 1 項）。</p>
平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入（供託規 18 条）又は供託金の提出（同規 20 条 1 項）に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる（同規 20 条の 4 第 1 項）。</p>
平成 30 年改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行)	<p>① 支配人その他登記のある代理人によつてオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条 6 項、39 条の 2 第 2 項）。</p> <p>② 登記された法人がオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条の 2 第 3 項）。</p>
令和元年改正 (令和元年 10 月 1 日施行)	<p>供託金利息の利率を年 0.0012%とする。</p>
令和 2 年改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行)	<p>※ 民法（債権関係）の改正関係</p>



【R2-9-ウ】

登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において、当該法人の会社法人等番号が申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

○  
供託規 39 の 2Ⅲ

④ 特別検討事項

【R2-9-ウ】

保全命令に係る担保供託について、担保の事由が消滅し、その供託物の取戻請求をするときは、供託者は、供託物払渡請求書に担保取消決定正本及びその確定証明書又はこれに代えて供託原因の消滅を証する裁判所の証明書を添付しなければならない。

○  
※

※ 裁判所の担保取消決定による取戻しをする場合には、他の裁判上の担保のためにした供託と同様に、供託物払渡請求書に担保取消決定の正本及び確定証明書【H19-11-オ（保全命令に係る担保供託）】又はこれに代えて供託原因消滅証明書（供託書正本に供託原因が消滅したことを証する旨の裁判所書記官の奥書証明を含む。）を添付する（平 2.11.13 民四 5002 号）。

## (7) 不動産登記法(択一式問題)

## ① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H24-24-キ	S58-18-5	H24-24-7	H24-24-ウ	
	13	H31-17-オ	S61-15-3	H23-19-イ	H21-27-ウ	H25-25-オ
	14	H5-22-2	H6-14-3	H28-13-イ	H15-20-7	S63-31-2
	15		H21-14-ウ	(H26-15-オ)		H28-18-7
	16	H7-18-7				
	17	H24-17-5			(H20-16-7)	
	18	H25-21-5	H27-20-エ			H21-13-7
	19		H25-17-2	H18-21-イ		H27-am23-オ
	20		H18-17-7	H17-23-エ	H16-20-イ	
	21	H11-21-7		H24-18-オ		S57-25-2
	22			H29-24-7		
	23	H19-23-イ	H27-24-イ	H27-24-7	H29-21-オ	
	24					
	25	H28-26-イ	H20-22-7	H24-26-オ	H16-12-エ	H28-26-エ
	26			H25-15-エ	H25-14-7	H1-29-2
27				H23-27	S60-16-3	

※ 第16問は、アからオまでではなく、1から5までである。

## ② 出題傾向

## a 頻出論点の枠

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24, H29-19, H29-20, H30-21, H31-13, H31-15, <span style="border: 1px solid black;">R2-19</span>
抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22, H30-24, H31-20, H31-24, <span style="border: 1px solid black;">R2-21</span>
根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23, H30-24, H31-21, H31-24
用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21, H29-22, H30-22, H31-18, H31-19, <span style="border: 1px solid black;">R2-20</span>
登録免許税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27, H29-27, H30-27, <span style="border: 1px solid black;">R2-27</span>
第三者の承諾	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15, H31-25
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24, H29-24, H29-25, H30-26, H31-23, <span style="border: 1px solid black;">R2-23</span>
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20, H31-17
信託の登記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27, H29-26, H30-25
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知), H30-17 (通数), H30-19 (提供)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

R2-15-エ（法定相続情報一覧図）、R2-15-オ（会社法人等番号に代えて提供する登記事項証明書の有効期限等）、R2-25（不動産登記における審査請求）

cf. H31-12（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H31-26（法定相続情報一覧図）

cf. H30-14（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H30-17（登記識別情報通知書及び登記完了証の通数）、H30-19（登記識別情報の提供）

cf. H29-13（登記原因証明情報）、H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）

cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）

cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

**【不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）（令 2.3.30 民二 318 号）】**

**(1) 法人が登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い**

① 会社法人等番号を申請情報の内容とした場合

申請書に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人（委任による代理を除く。）である場合において、当該法人の会社法人等番号を不登令 7 条 1 項 1 号イの規定により添付情報として提供するほか、更に申請情報の内容にもしたときは、申請を受けた登記所の登記官が当該者の印鑑証明書を作成することができる場合に限り、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 48 条 1 号）。

なお、会社法人等番号を申請情報の内容とするときは、申請書における添付情報の表示として「印鑑証明書（会社法人等番号何番）」の例により記載する。

② 会社法人等番号を申請情報の内容とするともに印鑑証明書が提供された場合の取扱い

上記①の場合において、申請書に記名押印した者の印鑑証明書も添付情報として提供されたときは、当該印鑑証明書に基づき当該登記申請について調査を行っても差し支えない。

**(2) 委任による代理人によって登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い**

① 代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において、当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 49 条 2 項 1 号）。

② この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

**(3) 申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を会社法人等番号を有する法人が作成した場合における当該法人の印鑑証明書の取扱い**

① 申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において、当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 50 条 2 項、48 条 1 号）。

② この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

**(4) 登記識別情報の失効の申出等の手続における印鑑証明書の取扱い**

登記識別情報の失効の申出（不登規則第 65 条）及び登記識別情報に関する証明の請求（不登規則 68 条）の手続における印鑑証明書の取扱いについては、上記(1)及び(2)と同様である。

**(5) 不登規則 36 条 1 項各号の規定により提供される登記事項証明書の作成時期の改正**

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は支配人等の権限を証する登記事項証明書を提供したときは、会社法人等番号の提供を要しないとされているところ（不登令 7 条 1 項 1 号及び不登規則 36 条 1 項各号）、この登記事項証明書はその作成後 3 月以内のものでなければならない（不登規則 36 条 2 項）。

**(6) 登記識別情報の失効の申出等の手続における登記事項証明書の取扱い**

登記識別情報の失効の申出（不登規則第 65 条）及び登記識別情報に関する証明の請求（不登規則第 68 条）の手続における登記事項証明書の取扱いについては、上記(5)と同様である。

c 出題形式の充実

R2-18 (実質的登記記録問題), R2-24 (空欄語句挿入問題)

cf. H31-17 (登記記録問題), H31-23 (登記記録・表形式問題), H28 (表形式問題)

cf. H30-13, H30-16 (以上, 表形式問題), H30-17 (登記記録問題), H30-27 (表形式問題)

cf. H29-13, H29-27 (以上, 表形式問題)

cf. H28-13 (表形式問題), H28-15, H28-20 (以上, 登記記録問題), H28-21 (メモによる登記記録問題), H28-22 (表形式問題)

cf. H27-14, H27-15, H26-14 (以上, 表形式問題), H26-19, H26-22, H26-23, H25-16, H25-20, H25-21 (以上, 登記記録問題), H25-23 (表形式問題), H25-24 (登記記録問題), H25-27, H24-13 (以上, 表形式問題), H24-18, H24-20 (以上, 登記記録問題), H24-21 (表形式問題), H24-23 (登記記録問題)

\* 登記記録問題には, ある登記記録の記録を前提とするもののほか, 完了後の登記記録の記録を問うものもある (H24-18)。

## 【R2-18】

次の対話は、共有名義の不動産についての持分放棄に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：5

司法書士： 地目が畑であり、A、Aの兄B及び妹Cが所有権の登記名義人である甲土地があり、甲土地の登記記録上、甲区1番に「昭和63年2月1日贈与」を登記原因及びその日付として、A、B及びCの持分がそれぞれ3分の1ずつ登記され、その後、乙区1番に「平成10年2月10日設定」を登記原因及びその日付とするDの地上権の設定の登記がされているものとします。

この事例で、Aが甲土地の持分の全部を放棄する旨の意思表示をした場合において、当該意思表示に基づいてAの持分の移転の登記を申請するときの登記の目的、登記原因及びその日付は、どのようになりますか。

補助者：ア 登記の目的は、「A持分全部移転」となります。また、登記原因は、「放棄」であり、その日付は、Aが甲土地の持分の全部を放棄する旨の意思表示をした日になります。

司法書士： 先の事例で、Cが当該意思表示に基づくAの持分の移転の登記の申請を拒んでいるときは、A及びBは共同して、当該意思表示に基づきBに帰属した持分についてのみ当該移転の登記の申請をすることができますか。

補助者：イ いいえ、できません。

司法書士： 先の事例で、A、B及びCが共同して、当該意思表示に基づきAからBへの持分の移転の登記とAからCへの持分の移転の登記とを同時に申請する場合において、B及びCの住所が甲土地の登記記録上の住所と一致するときは、B及びCの住所を証する市町村長が職務上作成した情報を提供することを要しますか。

補助者：ウ 提供することを要しません。

司法書士： では、Dの承諾を証する情報については、どうですか。

補助者：エ 提供することを要しません。

司法書士： 農地法所定の許可があったことを証する情報については、どうですか。

補助者：オ 提供することを要しません。

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

## 【R2-24】

登記の単独申請に関する次の文章中の( 1 )から( 5 )までの空欄に次のアからオまでの語句の中から適切なものを選んで文章を完成させた場合に、( 1 )又は( 2 )に入る語句の組合せとして正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。ただし、文章中の  及び  には、「〔I〕」又は「〔II〕」の語句のうちいずれか適切なものが入るものとし、異なる数字には同一の語句は入らないものとする。

(文章)

「単独申請をすることができる権利に関する登記は、登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記及び代位による登記を除けば、以下の〔I〕及び〔II〕の2つに分類することができる。

〔I〕登記義務者が現存するが、共同申請の例外としてその申請を必要としない登記

〔II〕〔I〕以外の登記

その具体例として、 に該当するものは、( 1 )及び( 2 )であり、 に該当するものは、( 3 )、( 4 )及び( 5 )である。」

ア 特例有限会社が商号を変更して株式会社へ移行したことにより当該株式会社が申請する商号変更を登記原因とする所有権の登記名義人の名称についての変更の登記

イ 権利取得裁決に係る取用により土地の所有権を取得した起業者が申請する取用を登記原因とする所有権の移転の登記

ウ 吸収合併契約に基づき吸収合併存続会社が申請する合併を登記原因とする所有権の移転の登記

エ 抵当権の設定の登記に記録された抵当権者の所在が知れない場合において当該登記の抹消に係る公示催告手続に係る権利についての除権決定に基づき当該登記がされた土地の所有権の登記名義人が申請する当該登記の抹消

オ 地上権の設定請求権の保全の仮登記の登記名義人の承諾を得て登記上の利害関係人が申請する解除を登記原因とする当該仮登記の抹消

1 アウ          2 アエ          3 イウ          4 イオ          5 エオ

正解：1



③ 対策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17.2.25 民二 457 号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21.2.20 民二 500 号)をいう。

④ 特別検討事項

a 近年の登記先例等からの出題

後掲<近年の不動産登記法の重要先例>参照

【R2-19-エ】

甲不動産の所有権の登記名義人である A が死亡し、A の法定相続人として配偶者 B、子 C 及び子 D がいる。A の遺産分割協議が未了のまま D が死亡し、D の相続人が E 及び F である場合において、B が E に、C が F にそれぞれ相続分の譲渡をした上で、E 及び F 間における遺産分割協議に基づき F が甲不動産を取得することになったときは、F は、相続分譲渡証明書及び遺産分割協議書を提供して「年月日 D 相続、年月日相続」を登記原因とする F への所有権の移転の登記の申請をすることができる。

○  
平 30.3.16 民二 136  
号

【R2-20-7】

登記記録上存続期間が満了している地上権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該所有権の移転の登記をすることができる。

○  
平 30.10.16 民二  
490 号

cf. H31-13-ア・イ (平 29.3.23 民二 175 号), H30-24-エ (平 22.11.1 民二 2759 号), H29-16-ウ (平 22.8.24 民二 2077 号), H29-16-エ (平 22.8.24 民二 2077 号), H29-19-エ (平 27.9.2 民二 363 号)

## b 権利能力なき社団

## 【H31-16】

権利能力なき社団と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

正解：4

- ア 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、C が A 社団の代表者として追加で選任されたため B から C への所有権の一部移転の登記がされたが、その後 C が代表者を辞任した場合には、委任の終了を登記原因として当該 B から C への所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。
- イ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、A 社団が C から金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するために C を抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者として A 社団の名称を申請情報の内容とすることができる。
- ウ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、A 社団の代表者であった B が死亡し新代表者として C が選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人が B のままであった場合において、C が A 社団を代表して甲土地を D に売却したときは、売買を登記原因として B から D への所有権の移転の登記を申請することができる。
- エ B が所有権の登記名義人である甲土地について、権利能力なき社団である A 社団が B から甲土地を買い受けたがその旨の登記が未了であるうちに、A 社団が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体としての認可を受けた場合において、A 社団と当該地縁による団体の同一性が認められるときは、売買を登記原因として B から当該地縁による団体への所有権の移転の登記を申請することができる。
- オ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、A 社団が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体としての認可を受けたため、B から当該地縁による団体への所有権の移転の登記を B と当該地縁による団体とが共同して申請する場合には、登記原因証明情報として市町村長が作成した同条第 12 項に規定する証明書を提供すれば足りる。

(参考)

地方自治法

第 260 条の 2 (略)

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

**[近年の権利能力なき社団に関する問題]**

**【H29-12-ウ】**

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者Aが死亡した場合において、当該社団が、Aの相続人全員を被告として、新代表者Bへの所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、Bは、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。

**【H28-17-ウ】**

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

**【H27-15-ア】**

登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄に掲げる事由が生じた場合に、第 2 欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

(中略)

	第 1 欄	第 2 欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成 27 年 7 月 1 日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成 27 年 7 月 1 日委任の終了

**【H26-20-ウ】**

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者であるAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

**【H24-12】**

いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。  
 学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解  
 学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。  
(以下省略)

### 【H23-26-オ】

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。

### 関連先例

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平 22.12.1 民二 3015 号）。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭 47.6.2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26.2.27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平 26.2.27）。
 

\* この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの 1 人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者 A に対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者 A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭 47.6.2）、上記の主文は、A の個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。
- ③ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）（平 27.2.26 民二 124 号）
 

地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 3 号。以下「改正省令」という。）のうち、認可地

縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年 4 月 1 日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）をいいます。

## 記

### 第 1 改正法の概要

認可地縁団体（法第 260 条の 2）が所有する一定の要件を満たした不動産について、当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）は市町村長（当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長（規則第 22 条の 2 第 1 項））に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができることとされた（法第 260 条の 38 第 1 項）。

当該市町村長が当該公告を行い、登記関係者等が法第 260 条の 38 第 2 項の期間内に異議を述べなかった場合には、当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第 4 項）。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができることとされる（法第 260 条の 39 第 1 項）とともに、不動産登記法第 60 条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができることとされた（法第 260 条の 39 第 2 項）

また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第 22 条の 4 関係））。

### 第 2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

#### 1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表 28 の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第 7 条第 1 項第 1 号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第 260 条の 2 第 12 項の証明書（規則別記台帳様式（第 21 条関係））。平成 3 年 4 月 2 日付け法務省民三第 2246 号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供されるところ、当該証明書には、当該申請における登記名義

人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

- 2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

### c 配偶者居住権の登記

#### 【R2-27-㍿】

配偶者居住権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に 1000 分の 4 を乗じた額である。

×  
1000 分の 2  
登税別表第 1 第 1  
号 (3 の 2) イ

【配偶者居住権の設定の登記と遺言の文言（令 2.3.30 民二 324 号）】

- ① 配偶者居住権が成立するためには、配偶者が被相続人所有の建物に相続開始の時に居住していたことを要するところ（法 1028 条 1 項）、当該要件に係る登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）としては、必ずしも当該配偶者の住民票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

また、配偶者居住権を取得することができる配偶者は、相続開始の時に法律上被相続人と婚姻をしていた者に限られるところ、当該要件に係る登記原因証明情報としては、必ずしも被相続人の住民票の除票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

- ② 配偶者居住権は、居住建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈又は死因贈与がされたことによって成立するとされており（法 1028 条 1 項、法 554 条）、特定財産承継遺言（遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（法 1014 条 2 項）。いわゆる相続させる旨の遺言のうち遺産の分割の方法の指定がされたもの。）によって配偶者居住権を取得することはできない。もっとも、「遺贈」を登記原因とする配偶者居住権の設定の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、配偶者居住権に関する部分を遺贈の趣旨であると解して、当該配偶者居住権の設定の登記を申請することができる。

また、配偶者居住権の設定の登記の前提となる相続や遺贈を原因とする所有権の移転の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を取得させ、子などの法定相続人に居住建物を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、居住建物の所有権の帰属に関する部分についても遺贈（負担付遺贈）の趣旨であると解して、当該所有権の移転の登記を申請する必要がある。この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因が「遺贈」となることから、相続人（受遺者である相続人を除く。）を登記義務者とし、受遺者（受遺者である相続人）を登記権利者とする共同申請によることとなる。遺言執行者があるときは、当該遺言執行者は、登記義務者の立場から、その資格において当該登記を申請することとなる。

## (8) 商業登記法(択一式問題)

## ① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28					H26-30-ア
	29	H11-29-4		H23-37	H28-37	
	30	H29-30-ア				
	31	H27-31-オ			H22-31-オ	
	32	H29-29-オ	H20-28-エ H25-34-イ			H30-32-ア
	33					S63-32-4
	34			H22-34-オ		
	35			H27-33-オ		

※ 第32問は、アからオまでではなく、1から5までである。

## ② 出題傾向

## a 頻出論点の定着

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28, H30-28, R2-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29, H29-28, H30-29, H31-28
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31, H29-30, H30-30, H30-31, H31-29, H31-30, R2-30
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30, H29-32, R2-29
持 分 会 社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34, H29-33, H30-35, H31-34, R2-32, R2-34
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35, H30-33, R2-33



## b 一般社団法人・一般財団法人等に関する登記の不出題

R2-35 (社会福祉法人, 医療法人, 特定非営利活動法人, 宗教法人, 学校法人)

cf. H31-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記), H29-35 (一般財団法人), H27-33 (医療法人, 学校法人, 司法書士法人, 社会福祉法人, 特定非営利活動法人), H28-35 (一般社団法人), H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

## c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2
H30	5	3
H31	6 ※4	2
R2	4	4

※1 登記の更正に関する第31問は, すべての設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は, オが合同会社に関するものであるため, 株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は, すべての設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

※4 資本金の額に関する第32問は, 5個中3個の設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記

b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策

c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策

d 商業登記規則の改正

R2-37 (株主リスト)

cf. H31-37 (株主リスト)

cf. H29-33-オ (合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録)， H29-37 (本人確認証明書の添付)

cf. H28-30-ア (本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載)， H28-30-ウ (婚姻前の氏を証する書面の添付)， H28-37 (本人確認証明書の添付)

cf. H27-29-ア (登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届)， H27-37 (本人確認証明書の添付)

## ④ 特別検討事項

## a 会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記

## 【R2-30】

会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

正解：5

ア 取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行する場合は、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 取締役会設置会社でない会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式を発行する場合において、定款に当該権利を与えるにつき基準日の定めがなく、株主総会において基準日を定めたときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該基準日を定めた株主総会の議事録を添付しなければならない。

ウ 募集株式と引換えにする金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、払込期間中の複数日にわたって株式引受人の全員である A 及び B から各々の払込みがされ、払込期間の末日前に募集株式の発行による変更の登記の申請をするときは、その登記すべき事項として、各々の払込みごとの発行済株式の総数及び資本金の額を記載することを要しない。

エ 取締役会設置会社でない会社が、株主総会の決議によって、株主総会の開催日を募集株式と引換えにする金銭の払込期日として募集事項を決定した上で総数引受契約を承認した場合において、当該承認後、当該株主総会の開催日当日中に、当該契約の締結及び募集株式と引換えにする金銭の全額の払込みが行われたときは、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 募集株式と引換えにする金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、株式引受人全員が当該払込期間の初日にその金銭の全額の払込みをしたとしても、募集株式の発行による変更の登記の申請は、当該払込期間の末日から 2 週間以内にすれば足りる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

## b 社員の死亡による持分の承継

## 【R2-34-ウ】

「社員が死亡したときは、その相続人が当該社員の持分を承継する。」旨を定款で定めている合資会社において、社員が死亡した場合には、当該社員の共同相続人のうちの一人である A が当該社員の持分を承継する旨の遺産分割協議が成立したときであっても、A のみの相続による加入を原因とする社員の変更の登記を申請することはできない。

○  
※

※ 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている合資会社の社員が死亡した場合においては、遺産分割協議により当該社員の相続人のうちの 1 人を社員の持分を承継する者と定めたときであっても、相続人であって社員以外の者全てを社員とする変更の登記の申請をしなければならない（無限責任社員の死亡につき昭 34.1.14 民事甲 2723 号、有限責任社員の死亡につき昭 38.5.14 民事甲 1357 号）【H22-34-オ, S63-36-1】。

ただし、あらかじめ、定款で「社員が死亡した場合には、その相続人は、他の社員の承諾を得て、死亡した社員の持分を承継する」旨を定めていた場合には、上記の先例と異なり、共同相続人全員の加入の登記をする必要はないと解されている（櫻庭倫「平成 26 年商業・法人登記実務における諸問題」民事月報 70 巻 5 号 49 頁）。

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2 回

cf. 複数回申請問題の出題：H31, H30, H29, H28, H27, H23, H22, H19

b 実質的混合型

H24 以降

cf. H23 は、実質的には文章型であり、H22 は、実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

R2	特定財産承継遺言に基づき特定の不動産を取得した相続人が法定相続分によりされた相続登記を早急に是正しないと、差押債権者との関係で不利益を受けることになるとの見解を述べた理由を事実関係に即して具体的に記載させる問題
	事業に係る債務についての保証人になろうとする者が主たる債務者の取締役である場合における公正証書の作成義務の有無及びその理由を具体的に記載させる問題
H31	事前通知の方法について、この方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続を、本件の事実関係に即して、具体的に記載させる問題
	事前通知の方法に代わる方法として不動産登記法が定めるものを全て、簡潔に記載させる問題
H30	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H29	
H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で、その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否
	休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題

H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ、ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	仮定問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

## d 既出論点の再出題

R2	相続登記の更正の登記	H29
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H31, H29, H28, H26, H25, H24, H21 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H28, H23
H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30, H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29, H28, H26, H25, H24, H21, H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28, H27, H26, H23, H21 等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29, H26 (以上, 賃借権)
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権 (持分) の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての	H20, H2, S61
	合併を原因とする抵当権の移転の登記	
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による	H3 等
	根抵当権の変更の登記	
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等	
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等	

H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提としてする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

### e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

\* 添付情報の出題手法

## ② 対策

### a 時間配分, 解答順序

### b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実

記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

### c 申請情報例の正確な暗記



## d 合理的な解法

## ③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人等
第 1	甲土地	3番所有権更正	錯誤	権利者 D 義務者 C
		根抵当権設定	R1.11.29 設定	根抵当権者 (株)E 銀行 (取扱店 若森支店) 設定者 D
第 2	甲土地	3番所有権登記名義人住所 変更	R2.5.25 住所移転 R2.6.1 住居表示実施	申請人D
		1番根抵当権変更	R2.5.25 住所移転 R2.6.1 住居表示実施	権利者 (株)E 銀行 義務者 D
	乙建物	所有権保存		所有者 D
		共同根抵当権設定 (追加)	R2.6.10 設定	根抵当権者 (株)E 銀行 (取扱店 若森支店) 設定者 D

## (10) 商業登記法(記述式問題)

## ① 出題傾向

## a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：H31～H26, H24, H23, H21, H20

## b 登記不可事項の出題

問	い	登記不可事項	出題実績
	無	無	H31, H21
	有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28, H29, H30, R2 ※1
	有	無	—
	無	有	H26, H27 ※2

※1 H29・H30・R2においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。

さらに、H30においては、以下の問いが出題されていた。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

※2 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

## c 未出論点の出題

株主リストに記載する株主の氏名又は名称

\* 会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されることがない論点が出題される。

## d 既出論点の出題

R2	募集株式の発行	H27, H25, H20
	取締役会設置会社の定めの廃止 + 代表権付与	H26
H31	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23, H20
H30	取締役会設置会社の定めの設定	H21, H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定), H20(設定: 申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化 (株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化: 登記不可事項)	H29 (非譲渡制限株式会社でない株式を発行することによる公開会社化) H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めの廃止による公開会社化)
H29	本店移転 (管轄内本店移転)	H26, H23 (以上, 管轄外本店移転)
	公開会社化 (非譲渡制限株式会社でない株式を発行することによる公開会社化)	H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めの廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転 (本店移転)	H25 (支店移転)
	支配人の代理権消滅 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25, H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20

H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定め廃止	H19
H25	定款の任期に関する定め短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

## e 特殊型問題の出題

H31	吸収合併
H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定め設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社:合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

\* 出題されていないのは、通常設立の登記、指名委員会等設置会社の定め設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記及び株式移転の登記である。

② 対 策

- a 時間配分, 解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実  
 主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年・平成 28 年商業登記規則改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

申請時	登記の事由
第 1	① 剰余金の資本組入れ ② 募集株式の発行 ③ 取締役及び代表取締役の変更 ④ 取締役会設置会社の定めの廃止 ⑤ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの設定
第 2	① 株式の併合 ② 発行可能株式総数の変更 ③ 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 ④ 代表取締役及び監査役の変更

## <民法の重要判例（平成 25 年～現在）>

### 1 平成 25 年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平 25.2.26）。
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する（最判平 25.2.28）。
- ③ 明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示の一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から 6 箇月以内に再び催告をしても、第 1 の催告から 6 箇月以内に民法 153 条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第 2 の催告が明示の一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なる。 (以上、最判平 25.6.6) 【H28-6-エ】
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平 25.9.13）【H29-6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による【R2-10-エ】。
- 遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。(以上、最判平 25.11.29)
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。

## 2 平成 26 年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26.2.14）【H28-pm6-ア】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26.2.27）【H28-pm6-ウ】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26.1.14、最判平 26.3.28）。【H30-21-エ】
- ③ 時効期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項が類推適用される（最判平 26.3.14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条 6 項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26.4.14）【R2-20-オ】。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA 検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17 の 2 件の判例）。【H31-20-5】
  - (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
  - (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

## 3 平成 27 年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有する（最判平 27.2.17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである（最判平 27.4.9）。【H31-19-エ】
  - (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。

- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとはみられない。
- (c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないよう日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。
- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平 27.6.1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平 27.11.19）。【H31-16-イ】
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平 27.11.20）。

#### 4 平成 28 年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はない（最判平 28.1.12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法 714 条 1 項）に当たるとすることはできない（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】
- なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法 714 条 1 項が類推適用される（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して 910 条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平 28.2.26）。そして、910 条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 28.2.26）。
- ④ いわゆる花押を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平 28.6.3）。【H31-22-イ】
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平 28.12.1）。



- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平 28.12.19）。

## 5 平成 29 年

- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平 29.1.31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平 29.4.6）

## 6 平成 30 年

- ① 抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法 395 条 1 項 1 号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる（最決平 30.4.17）。
- ② 共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法 903 条 1 項に規定する「贈与」に当たる（最判平 30.10.19）。
- ③ 詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 30.12.14）。

## 7 平成 31 年（令和元年）

- ① 夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、当該第三者が、単に不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできない（最判平 31.2.19）。
- ② 民法 916 条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいう（最判令元.8.9）。
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法 910 条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である（最判令元.8.27）。

- ④ 債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない（最判令元.9.19）。

## 8 令和2年

- ① 交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となる。

後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しない。

（以上、最判令 2.7.9）。

- ② 被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができる（最判令 2.2.28）。

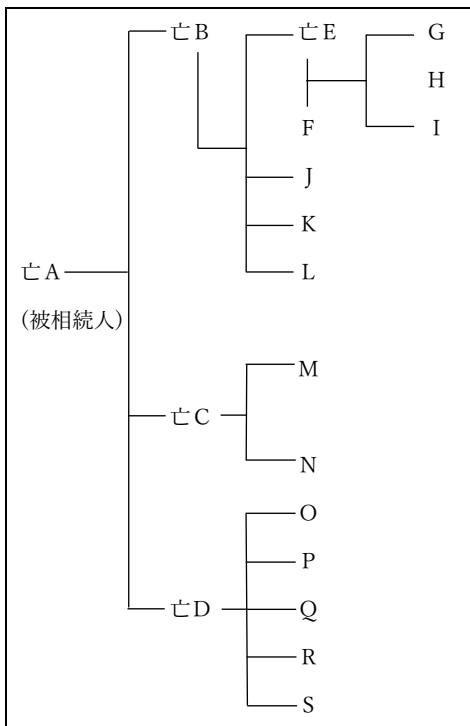
## <近年の不動産登記法の重要先例>

(前注) 以下の通達は記載されていない。

- ① 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (平 27.2.26 民二 124 号)  
\* 認可地縁団体関係
- ② 不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて (平 27.10.23 民二 512 号) \* 会社法人等番号関係
- ③ 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて (平 29.4.17 民二 292 号) \* 法定相続情報一覧図関係
- ④ 法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について (平 30.3.29 民二 166 号)
- ⑤ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (令元.6.27 民二 68 号) \* 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等以外の民法 (相続関係) の改正関係
- ⑥ 不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて (通達) (令 2.3.30 民二 318 号) \* 会社法人等番号の提供による印鑑証明書の省略
- ⑦ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (配偶者居住権関係) (通達) (令 2.3.30 民二 324 号) \* 民法 (相続関係) の改正のうち配偶者居住権関係
- ⑧ 民法の一部を改正する改正する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (通達) (令 2.3.31 民二 328 号) \* 民法 (債権関係) の改正関係

- 1 委託者を甲及び乙、受託者を乙、受益者を甲及び乙、信託財産を甲及び乙が共有する不動産とし、当該不動産の全体を一体として管理又は処分等をすべき旨の信託契約をしたとして、甲及び乙を所有権の登記名義人とする当該不動産について、当該信託を登記原因とし、共有者全員持分全部移転及び信託を登記の目的とする登記の申請がされた。この信託は、受託者以外の者（甲）が有する財産の管理又は処分等がその内容に含まれていることから、いわゆる自己信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号）には直ちに該当せず、信託契約（同条第 1 号）によるものとして、共有者全員持分全部移転及び信託の登記の方法により登記をすることが相当であると考えられるため、他に却下事由がない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平 30.12.18 民二 760 号）。
- 2 甲不動産の所有権の登記名義人 A が死亡し、その相続人 B、C 及び D による遺産分割協議が未了のまま、更に D が死亡し、その相続人が E 及び F であった場合において、B 及び C が E 及び F に対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E F 間において遺産分割協議をし、E が単独で甲不動産を取得することとしたとして、E から登記原因を証する情報として、当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「平成何年何月何日（A の死亡の日）D 相続、平成何年何月何日（D の死亡の日）相続」を登記原因として、甲不動産について A から E への所有権の移転の登記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力が生じ（民法第 909 条）、中間における相続が単独相続であったことになるから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平 30.3.16 民二 136 号）。
- 3 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該登記をすることができる（平 30.10.16 民二 490 号）。

4



Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、左記の相続関係説明図記載のとおり遺産分割が未了のまま数次相続が発生したことを前提に、Eの相続人の一人であるGから、Gが甲不動産を相続したことを内容とする遺産分割協議書を登記原因証明情報の一つとして添付した上で、「年月日B相続、年月日E相続、年月日相続」を登記原因とするGへの所有権の移転の登記の申請が1件の申請でされた。

単独相続が中間において数次行われた場合には、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を1件の申請で行うことができ、この単独相続には遺産分割により単独相続になった場合も含まれることについては先例（昭 30.12.16 民事甲 2670 号）において示されているが、本件においては、第一次相続の相続人による遺産分割が未了のまま第二次相続及び第三次相続が発生し、その後の遺産分割協議が第一次相続及び第二次相続の各相続人の地位を承継した者並びに第三次相続の相続人によって行われたものであり、本遺産分割協議

書には、A名義の不動産をGが単独で相続した旨の記載があるのみであることから、上記昭 30.12.16 民事甲 2670 号の取扱いの対象となるかどうかは明らかではない。

本遺産分割協議書の記載の趣旨は、第一次相続から第三次相続までの相続関係から合理的に推認すれば、まず、①第一次相続の相続人の地位を承継した者（FからSまで）により亡Bに甲不動産を承継させる合意、次に、②亡Bを被相続人とする第二次相続の相続人（J、K及びL）及び相続人の地位を承継した者（F、G、H及びI）により亡Eに甲不動産を承継させる合意、そして、③亡Eを被相続人とする第三次相続の相続人（F、G、H及びI）によりGに甲不動産を承継させる合意の各合意をいずれも包含するものと解されるため、登記原因欄の上記記載は相当であると考えられる。また、上記各相続における相続人又は相続人の地位を承継した者であるFからSまでの全員の署名押印があり、第一次相続から第三次相続までの遺産分割協議をするためにそれぞれ必要な者によって遺産分割が行われたと考えられる。そうすると、上記昭 30.12.16 民事甲 2670 号に従って、本件の登記申請に係る登記をすることができる（平 29.3.30 民二 237 号）。

- 5 相続登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（令別表 22 添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる（平 29.3.23 民二 175 号）。【H31-13-ア・イ】
- 6 所有権の登記名義人 A が死亡し、A の法定相続人が B 及び C のみである場合において、A の遺産の分割の協議がされないまま B が死亡し、B の法定相続人が C のみであるときは、C は A の遺産の分割をする余地はないことから、C が A 及び B の死後に A の遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とする C が作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く（平 28.3.2 民二 154 号）。【H31-36】
- これに対して、所有権の登記名義人 A が死亡し、A の法定相続人が B 及び C のみである場合において、B と C の間で C が単独で A の遺産を取得する旨の A の遺産の分割の協議が行われた後に B が死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、B の生前に B と C の間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、C は当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記して C が B の死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これが C の印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平 28.3.2 民二 154 号）。
- 7 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の 22 の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭 44.3.3 民事甲 373 号）。しかしながら、上記回答が発出されてから 50 年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提出することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治 5 年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平 28.3.11 民二 219 号）。
- 8 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸（除）籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者（妻）としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない（平 27.9.2 民二 363 号）。【H29-19-エ】

- 9 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新（借地借家法 5 条 2 項）によるときは、一部の準共有者による保存行為（民法 252 条ただし書）としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の登記を申請することができる（平 27.1.19 民二 57 号）。
- 10 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を囑託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる（平 26.4.24 民二 265 号）。
- 11 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため（農地法施行規則 15 条 5 号）、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24.12.14 民二 3486 号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。）。【H31-14-ウ】
- 12 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24.7.25 民二 1906 号）。

以 上

## 【担当講師】

ひめの ひろゆき  
姫野 寛之

### 担当講座

本科生等 基礎総合コース 上級総合本科生  
単 科 基礎マスター 択一式対策講座【理論編】【実践編】  
記述式対策講座 択一予想論点マスター講座 予想論点ファイナルチェック  
そ の 他 答練の解説講義

YouTube 資格予備校講師・姫野寛之

<https://bit.ly/2EbLMKb>



ブログ 姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>



ツイッター

@hiroyukihimeno

<https://twitter.com/hiroyukihimeno>





【MEMO】

## 2020年合格目標 択一式対策講座【理論編】 網羅率

### 1 総合

	網羅設問数	網羅率（正解できる問題数）
午前の部	168／175	96.0%（35問） ※
午後の部	165／175	94.2%（34問）
合計	333／350	95.1%（69問）

※ 正解できなかった問題は、存在しない。

(前注) 設問の欄の   は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

## 2 午前の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	憲 法		憲・刑 p116	憲・刑 p127	憲・刑 p106	憲・刑 p101
第2問		憲・刑 p153	憲・刑 p153		憲・刑 p164	憲・刑 p154
第3問		憲・刑 p264	憲・刑 p263	憲・刑 p263	憲・刑 p176	憲・刑 p240
第4問	民 法	民 I p14	民 I p15	民 I p15	民 I p13	民 I p14
第5問		民 I p66	民 I p67	民 I p68	民 I p68	民 I p69
第6問		民 I p78, 81	民 I p82		民 I p81	民 I p79, 82
第7問		民 I p130	民 I p121	民 I p134	民 I p124	民 I p42
第8問		民 I p115	民 I p115, 152	民 I p150	民 I p155	民 I p160
第9問		民 I p175	民 I p175	民 I p174	民 I p177	民 I p175
第10問		民 I p187, 190	民 I p189	民 I p191	民 I p194	民 I p185
第11問		民 I p230	民 I p228	民 I p231	民 I p229	民 I p220
第12問		民 I p236, 238	民 I p233	民 I p236, 239	民 I p239	民 I p238
第13問		民 I p248	民 I p266	民 I p271	民 I p282	民 I p294
第14問		民 I p300	民 I p301	民 I p301	民 I p304	民 I p304
第15問		民 I p320	民 I p320	民 I p314, 321	民 I p313, 317	民 I p318, 321
第16問		民 II p66	民 II p66	民 II p66	民 II p86	民 II p66, 86
第17問		民 II p168	民 II p167	民 II p170	民 II p170	民 II p172
第18問		民 II p178	民 II p179	民 II p179	民 II p179	民 II p179
第19問		民 II p194	民 II p196	民 II p196	民 II p196	民 II p195
第20問		民 II p345	民 II p332	民 II p311, 345	民 II p344	民 II p311
第21問		民 I p6	民 II p356	民 II p357	民 II p360	民 II p364
第22問		民 II p419	民 II p422	民 II p418	民 II p421	民 II p423
第23問		民 II p456	民 II p457	民 II p443	民 II p444	民 II p458
第24問	刑 法	憲・刑 p420		憲・刑 p427	憲・刑 p382	憲・刑 p342
第25問		憲・刑 p438	憲・刑 p439		憲・刑 p445	憲・刑 p446
第26問			憲・刑 p584	憲・刑 p588	憲・刑 p587	憲・刑 p581
第27問	会 社 法 商 法	会・商 p56	会・商 p34	会・商 p36	会・商 p35	
第28問		会・商 p147	会・商 p151	会・商 p153	会・商 p157	会・商 p157
第29問		会・商 p256	会・商 p256	会・商 p256	会・商 p256	会・商 p256
第30問		会・商 p268	会・商 p308	会・商 p308	会・商 p308	会・商 p308
第31問		会・商 p381	会・商 p262	会・商 p398	会・商 p380	会・商 p378
第32問		会・商 p437	会・商 p420	会・商 p428	会・商 p416	会・商 p432
第33問		会・商 p232, 470	会・商 p156, 455	会・商 p144 <span style="background-color: #cccccc;">社債</span>	会・商 p156, 456	会・商 p144 <span style="background-color: #cccccc;">社債</span>
第34問		会・商 p495	会・商 p535	会・商 p541	会・商 p498	会・商 p498
第35問		会・商 p672	会・商 p673	会・商 p673	会・商 p673	会・商 p674

### 3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p63	民訴等 p68	民訴等 p67	民訴等 p294, 66	民訴等 p63
第2問		民訴等 p136	民訴等 p138	民訴等 p163	民訴等 p200	民訴等 p165, 169
第3問		民訴等 p151, 152	民訴等 p150, 153	民訴等 p154, 158	民訴等 p154, 151	民訴等 p156, 152
第4問		民訴等 p190	民訴等 p190	民訴等 p191	民訴等 p191	民訴等 p192
第5問		民訴等 p75	民訴等 p73	民訴等 p76		民訴等 p198
第6問	民保法	民訴等 p453	民訴等 p452	民訴等 p444	民訴等 p447	民訴等 p446
第7問	民執法	民訴等 p296	民訴等 p295	民訴等 p384, 407	民訴等 p386	民訴等 p430
第8問	司書法	供・書 p197	供・書 p196	供・書 p197	供・書 p267	供・書 p197
第9問	供託法	供・書 p164	供・書 p166	供・書 p166	供・書 p167	供・書 p169
第10問		供・書 p45	供・書 p34	供・書 p61	供・書 p11	供・書 p59
第11問		供・書 p154	供・書 p9, 66	供・書 p162	供・書 p152	供・書 p74
第12問	不登法	不登 I p14, 375	不登 I p14	不登 I p15, II p41	不登 I p14, II p226	不登 I p15
第13問		不登 I p401	不登 I p401, II p163	不登 I p349	不登 I p222, II p163	不登 II p58
第14問		不登 II p193, 196	不登 II p197, 202	不登 I p280, II p197	不登 I p279, 276	不登 II p196
第15問		不登 I p393	不登 I p344	不登 II p166	不登 II p250	不登 I p97
第16問		不登 I p93, II p129	不登 I p93, 213	不登 I p93, 182	不登 I p93, 348	不登 I p93, II p95
第17問		不登 II p169, 190	不登 II p172	不登 I p278, II p161, 163	不登 I p48, II p170	不登 II p170
第18問		不登 I p243	不登 I p244	不登 I p244	不登 I p244	不登 I p87
第19問		不登 I p209	不登 I p196	不登 II p182	不登 I p210	民 II p410
第20問		不登 II p223	不登 I p294	不登 I p315	不登 II p38	不登 I p315
第21問		不登 I p386	不登 I p382	不登 I p399		不登 I p373
第22問		不登 II p207	不登 II p208	不登 II p212	不登 II p207	不登 II p217
第23問		不登 II p124	不登 II p124	不登 II p137	不登 I p285, II p125	不登 II p126
第24問		不登 II p164, I p24	不登 I p28	不登 I p216, 184, 24	不登 I p25	不登 I p27
第25問		不登 I p165	不登 I p161	不登 I p161	不登 I p162	不登 I p163
第26問		商登 p264		不登 I p108	不登 I p83	不登 I p82
第27問	不登 I p136	不登 I p317	不登 I p333	不登 I p186	不登 I p237	
第28問		商登 p62	商登 p58		商登 p108	
第29問		商登 p288	商登 p266, 296	商登 p328	商登 p333	商登 p276
第30問		商登 p168, 174	商登 p183, 184	商登 p178		商登 p172
第31問		商登 p130	商登 p52		商登 p48	商登 p384
第32問		商登 p377, 544 合同	商登 p544, 447	商登 p382, 451	商登 p386, 454	商登 p384, 452
第33問		商登 p496	商登 p534	商登 p531	商登 p499, 460, 508	商登 p491
第34問		商登 p452	商登 p427	商登 p408	商登 p397	商登 p565
第35問			商登 p657			

※ 第16問及び第32問は、ア～オではなく、1～5である。